

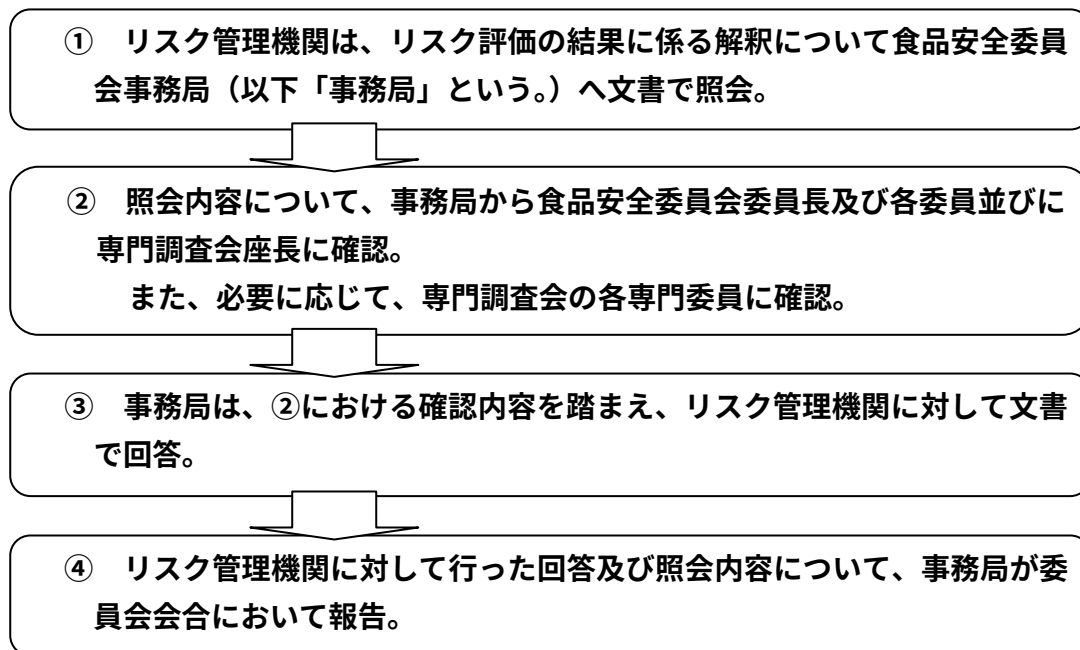
「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成17年10月）」に係る審議における指摘を踏まえた対応について（報告）

「食品安全健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成17年10月）」に係る審議（食品安全委員会第117回会合（平成17年10月27日））において、リスク評価結果とリスク管理措置との整合性について指摘がなされたことを踏まえ、別添のとおり「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ。以下「関係府省申合せ」という。）の一部改正（平成18年3月31日施行）を行ったところである。

なお、関係府省申合せ1の（2）の②に規定する新たな照会手続については、以下のとおり取扱うこととする。

【新たな照会手続について】

（リスク評価結果とリスク管理機関が講じようとする施策との整合性について疑義が生じた場合）



《イメージ》

